

令和元年度

山陽小野田市防災会議

令和元年 5 月 17 日（金） 13 時 30 分～

山陽小野田市役所 3 階大会議室

会 議 次 第

日 時 令和元年 5 月 1 7 日 (金)
1 3 時 3 0 分 ~
場 所 山陽小野田市役所 3 階大会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

○ 審議事項

山陽小野田市地域防災計画の修正について	頁
1 関係法令の改正に伴う修正	1
2 山口県地域防災計画の改訂に伴う修正	2
3 その他修正	3

○ その他

報告事項

1 防災会議委員の変更について	4
2 平成 3 0 年度山陽小野田市総合防災訓練の結果について	5
3 指定緊急避難場所の追加	6

4 閉 会

[配布資料]

- ・ 山陽小野田市防災会議出席者名簿 及び 山陽小野田市防災会議座席表
- ・ 平成 3 1 年度山陽小野田市防災会議資料 …本資料
- ・ 山陽小野田市地域防災計画新旧対照表 (案) …別添 1

[審議事項]山陽小野田市地域防災計画の修正について

1 関係法令の改正等に伴う修正

水防法等の改定を踏まえ、所要の修正を行う。

1 経緯

[平成28年8月] 台風10号発生

東北地方を中心に、逃げ遅れによる多数の死者など甚大な被害

⇒・避難勧告が出ていなかった。

・浸水範囲の共有、情報伝達方法の確認等ができていなかった。

・避難行動に踏み切れなかった。

2 防災計画の修正内容

(1) 大規模氾濫減災協議会の設置

(第3編第5章「水防計画」)

- 大規模氾濫に対する減災対策をハード・ソフト両面から総合的・計画的に推進するための大規模氾濫減災協議会を組織。
- 当該協議会の構成員は、協議結果を尊重する旨を規定。

(2) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等の義務化

(第2編第11章「要配慮者対策」)

- 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成、避難訓練を実施。
- 市は、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の避難確保計画や避難訓練の実施状況について、定期的に確認。

[審議事項]山陽小野田市地域防災計画の修正について

2 山口県地域防災計画の改訂に伴う修正

山口県地域防災計画との整合性を図るため、所要の修正を行う。

1 指定地方行政機関の追加

(第1編第1章「計画の方針」)

○ 中国地方測量部の追加

機関の名称	事務又は業務の大綱
<u>中国地方測量部</u>	<u>1 地理空間情報の活用に関すること。</u> <u>2 防災関連情報の活用に関すること。</u> <u>3 地理情報システムの活用に関すること。</u> <u>4 復旧測量等の実施に関すること。</u>

2 県の組織改正に伴う修正

(第2編第19章「産業災害予防対策 他」)

- 農林事務所、美祢農林事務所 ⇒ 農林水産事務所、美祢農林水産事務所

3 その他

- 表現の適正化等による修正

[審議事項]山陽小野田市地域防災計画の修正について

3 その他修正

1 市の災害応急体制の変更に伴う修正

(第2編第8章「災害応急体制の整備」 他)

○ 暴風警報及び暴風雪警報時の警戒体制の変更

配備体制	災 害	配備基準	配備課	職員配備基準
第1警戒体制	風水害対策(雪害を含む)	1 山陽小野田市に大雨、洪水、高潮 <u>注意報、大雪警報</u> の一つ以上が発表されたとき。 2 その他状況により、市長が命じたとき。	・総務課 ・建設部(農林水産課含む)	略
第2警戒体制	風水害対策(雪害を含む)	1 山陽小野田市に <u>暴風</u> 、大雨、洪水、高潮、 <u>暴風雪警報の一つ以上</u> が発表されたとき。 2 その他状況により、市長が命じたとき。 具体的には、局地的豪雨、豪雪等が発生したとき、又は災害の発生が必至となったとき。	・総務課 ・企画部(シティセールス課含む) ・社会福祉課 ・農林水産課 ・建設部 ・山陽総合事務所 ・教育委員会事務局 ・その他災害の事態に応じ、応急措置を実施する課	略
	略	略	略	
水防本部体制	略			
災害対策本部体制	略			



配備体制	災 害	配備基準	配備課	職員配備基準
第1警戒体制	風水害対策(雪害を含む)	1 山陽小野田市に大雨、洪水、高潮の <u>各注意報の一つ以上、又は暴風、大雪、暴風雪の各警報</u> の一つ以上が発表されたとき。 2 その他状況により、市長が命じたとき。	・総務課 ・建設部(農林水産課含む)	略
第2警戒体制	風水害対策(雪害を含む)	1 山陽小野田市に大雨、洪水、高潮の <u>各警報の一つ以上</u> が発表されたとき。 2 略	・総務課 ・企画部(シティセールス課含む) ・社会福祉課 ・農林水産課 ・建設部 ・山陽総合事務所 ・教育委員会事務局 ・その他災害の事態に応じ、応急措置を実施する課	略
	略	略	略	
水防本部体制	略			
災害対策本部体制	略			

2 その他所要の修正

○ 字句、時点修正等

[報告]

1 防災会議委員の変更について

平成31年4月1日から小野田医師会と厚狭郡医師会が合併されたことにもない、変更を行うものです。

旧 8号委員 一般社団法人 小野田医師会 会長 西村 公一
8号委員 一般社団法人 厚狭郡医師会 会長 河村 芳高



新 8号委員 一般社団法人 山陽小野田医師会 会長 西村 公一

※参考

1号	指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
2号	山口県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
3号	山口県警察の警察官のうちから市長が任命する者
4号	市長がその部内の職員のうちから指名する者
5号	教育長
6号	宇部・山陽小野田局消防長
7号	山陽小野田市消防団長
8号	指定公共機関又は指定地方公共機関の役員及び職員のうちから市長が任命する者
9号	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
10号	その他市長が特に必要があると認めて任命する者

[報告]

2 平成30年度山陽小野田市総合防災訓練の結果について

- 1 実施日時 平成30年11月9日(金) 13時30分～16時
- 2 実施場所 山陽小野田市役所 大会議室他
- 3 目的 災害対策本部、各対策部の状況判断(意思決定)、初動対応の強化及び防災関係機関との連携強化
- 4 訓練内容 本州付近に停滞する秋雨前線の影響で、西日本を中心に記録的な大雨が降り続き、市内では局地的に土砂災害が発生、さらに洪水による災害の発生が予想されると想定し、連続的に被害状況等がカードで付与されるブラインド方式の机上シミュレーション訓練を実施。
災害対策本部、各対策部及び防災関係機関の訓練参加者は、与えられた状況から最悪を想定して災害対応を検討し、また膨大な情報から必要な情報を整理し、意思決定をする訓練を実施。

5 訓練参加者 全94名

- | | |
|---------------|-----|
| (1) 本部長 | 市長 |
| (2) 副本部長 | 副市長 |
| (3) 本部員 | 15名 |
| (4) 本部員以外の市職員 | 64名 |
| (5) 陸上自衛隊 | 3名 |
| (6) 海上自衛隊 | 2名 |
| (7) 警察署 | 4名 |
| (8) 消防局 | 2名 |
| (9) 社会福祉協議会 | 2名 |

6 参観者40名

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 航空自衛隊 | 2名 |
| (2) 市議会議員 | 14名 |
| (3) その他 | 24名 |

7 講評等

この度の訓練では状況付与がかなりの数があり、いろいろに対応する必要もあったが、シナリオに流される感があった。ひとつひとつの事態を深く掘り下げて、人命に関わることを最優先で対応できているかどうかをやっていくのがもっと大切と感じた。良い点もあったかもしれないが、訓練に対する反省・課題がかなり出ており、訓練のあり方について見直し、本市全体に隔々にわたって命を最優先として、安心・安全なまちづくりを行う必要がある。

[報告]

3 指定緊急避難場所の追加について

近年、西日本豪雨災害や大阪、北海道での地震など、各地で大規模な災害が発生しており、災害はいつ、どこで起こってもおかしくないと言えます。

有帆地区は、有帆川が洪水によって氾濫するおそれがある場合、命を守る行動として、少しでも高い場所に避難する必要があります。

このようなことを踏まえ、有帆地区の避難場所等を検討した結果、別府八幡宮と有帆緑地（管理棟を除く）を、平成31年4月1日から**指定緊急避難場所**として追加しました。

	順位	緊急避難場所	電話番号	災害ごとの利用の可否					避難所	海拔(m)	備考
				高潮	洪水	土砂	地震	津波			
有帆地区		有帆小学校	83-2822	○	△	○	○	○	○	5.0	
		有帆児童館	83-7473	○	△	○	○	○		5.0	
	①	有帆公民館	84-4090	○	△	○	○	○	○	4.5	
		有帆コミュニティ体育館	84-4090	○	△	○	○	○	○	4.5	
		江汐公園管理棟	83-2642	○	○	○	○	○		26.0	
		別府八幡宮	84-0459	○	○	○	○	○		25.0	追加
		有帆緑地	—	○	○	○	○	○		27.8	追加
広域		江汐公園	—	×	×	×	○	○			

※参考

指定緊急避難場所と指定避難所の違い

指定緊急避難場所は、津波、洪水等、災害による危険が切迫した状況において、住民等の生命の安全の確保を目的として住民等が緊急に避難する際の避難先として位置付けるものです。

指定避難所は、災害の危険性があり避難した住民等が、災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在し、または災害により自宅へ戻れなくなった住民等が一時的に滞在することを目的とした施設です。